

陳情書第 89 号

(「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」の改正を求める陳情)

陳情書第 90 号

(防犯登録が不適切な自転車に関する条例の新設を求める陳情)

1. 防犯登録制度について

(1) 防犯登録制度とは

○「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、自転車の盗難防止と盗難被害の早期回復を目的として、自転車を利用する者に登録が義務付けられている制度。

○放置自転車の持ち主の特定や自転車利用者が事件や事故にあった時の身元の特定や家族への連絡が可能となる。

(2) 罰則

○未登録に対する罰則規定はない。

(3) 登録の手続き

○登録できる場所

- ・「自転車防犯登録所」の看板がある店舗
- ・交番や駐在所、警察署内の防犯協会

○費用 800 円／台（福岡県）

○有効期限 10 年（福岡県）

※有効期間が過ぎた場合は、新たに登録が必要

○防犯登録ステッカー



2. 陳情書第89号について

(1)陳情者の条例改正案

- ・ 現行条例第4条第2項の「自転車の所有者」を、法律第12条第3項と整合を取るために「自転車の利用者等」と改正すること。
- ・ 現行条例第4条第2項の「防犯登録を受けなければならない」を、「防犯登録があることを確認しなければならない」と改正すること。

(条例改正案)

第4条

2 自転車の利用者等は、当該自転車について防犯登録があることを確認しなければならない。

(2)自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(抜粋)

第12条

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。

(3)北九州市自転車の放置の防止に関する条例(抜粋)

第4条

2 自転車の所有者は、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。

(4)法律の解釈

- ・ 法律でいう「自転車を利用する者」とは、『自転車を利用する目的をもって所有する者をいう。(逐条解説より)』となっており、条例でいう「自転車の所有者」と対象範囲は同じである。
- ・ 法律は、防犯登録を受ける義務を課しているものであり、自転車を利用する際に防犯登録があることを確認することまで求めていない。

(5)条例改正の必要性

- ・ 以上のことから、現行の条例の改正は行わない。

3. 陳情書第90号について

(1)陳情者の条例新設案

- ・ 防犯登録が不適切な自転車の利用者等に対して、防犯登録を適切に行うよう指導や命令ができるようにすること。
- ・ 防犯登録が不適切な自転車が放置されている場合には、移動や保管ができるようにすること。

(2)指導について

- ・ 現行条例において、すでに「防犯登録を受けること」が義務付けられており、この条例を根拠に、行政としての指導は可能である。

(3)命令について

- ・ 法律に防犯登録を受けていない者に対し、市が防犯登録を受けることを命令できる根拠条文が存在しない。
- ・ 法律の範囲を超えて、市が独自に義務を強制するような規定を設けることはできない。

(4)放置自転車の移動・保管について

- ・ 現行条例第10条、第11条に基づき、防犯登録の有無に関わらず、移動・保管が可能である。

【参考】北九州市自転車の放置の防止に関する条例

第10条

- 2 市長は、放置禁止区域内において自転車が放置されているときは、当該自転車を移動し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

第11条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所において、自転車の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、当該自転車を自転車駐車場その他適切な場所に移動するように指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める期間にわたって放置されていると認めるときは、当該自転車を移動し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

(5)条例新設の必要性

- ・ 上記（２）（３）（４）に従い、条例の新設は行わない。